

令和 7 年第 1 回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 1 月 3 1 日（金）午後 2 時 0 0 分

場 所 市役所 5 階 正庁

2. 会議構成人員（38 名）

出席農業委員（18 名）

欠席農業委員（1 名）

出席農地利用最適化推進委員（17 名）

欠席農地利用最適化推進委員（2 名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 2 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 3 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第 4 号 白河農業振興地域整備計画の変更について

◎開 会

事務局長 それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和7年第1回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が9件、農地法第5条関係が1件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が15件、白河市農業振興地域整備計画の変更関係が6件、合わせて31件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和7年1月31日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその9朗読】

以上、その1からその9までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月28日に委員、譲渡人、譲受人に現地で聞き取り調査を行いました。譲渡人には後継者もなく、今後、維持管理が難しいとのことでした。以前より草刈りなどを行い、維持管理してきた譲受人に無償で譲渡するということでした。双方とも間違いのないとのことでした。今回の移転による周辺農地への影響は、特にないものと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月25日に委員と行政書士、譲渡人、譲受人で現地確認を行いました。申請内容についても確認し、申請内容に間違いがないとのことでした。今回の申請による周辺農地への影響はないものと思われます。皆様方のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、1月25日、委員と現地に行って調査を行いました。また、譲渡人とは電話にて、譲受人とは現地でお会いし、申請内容の確認を行いました。双方とも申請内容に間違いのないとのことでした。今回の申請に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 農地法第3条その4についてご報告いたします。

1月25日に高久委員、譲渡人と譲受人と現地にて聞き取りいたしました。兩人とも、申請どおりでありますので間違いのないとのごことでございます。委員の皆様のご審議、よろしくお願い致します。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今月26日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について、特に問題ないということです。申請による周辺農地への影響は問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6、その7は関連がありますので、一括審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、1月25日に委員と現地の確認を行いました。譲渡人と譲受人の息子さんにも現地のほうでお会いし、申請内容のほうの聞き取りを行いました。双方とも問題ないということです。周辺農地への影響は問題ありませんので、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8、その9は関連がありますので、一括審議とします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る25日に委員と、今回は耕作の利便性を図るための交換で、譲渡人と譲受人の息子さん立会いの下、現地を調査いたしました。申請の内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議ほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 8、その 9 について原案のとおり決定いたします。

◎議案第 2 号

会 長 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。農地法第 5 条第 1 項の規定による転用のための申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 4 条第 4 項及び同条第 5 項の規定により審議するものとする。令和 7 年 1 月 31 日提出。会長矢野正則。

会 長 農地法第 5 条その 1 について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、7 ページをご覧ください。

農地法第 5 条その 1 について説明申し上げます。

【その 1 朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第 3 種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 1 月 22 日、委員と譲渡人と現地調査をしました。譲受人には電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いのないことです。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 1 について原案のとおり決定いたします。

◎議案第 3 号

会 長 次に、議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和7年1月31日提出。会長矢野正則。

会長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会長 事務局より補足説明があります。

事務局 18ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【内容朗読】

この案件につきましては、令和6年12月25日に大沼地区担当委員立会いの下、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第15号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、第1号から第15号について原案のとおり承認いたします。該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎議案第4号

会長 次に、議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので審議するものとする。令和7年1月31日提出。会長矢野正則。

会 長 白河農業振興地域整備計画の変更その１からその６について、事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、20ページをご覧ください。

【農業振興地域整備計画変更その１からその６朗読】

説明は以上となります。

会 長 この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。去る1月20日に運営委員会を開催し、現地調査が終わり、審議を行ったところであります。

その結果につきまして、運営委員会を代表し、職務代理者に報告を求めます。

職務代理者 白河農業振興地域整備計画の変更について、これにつきましては、1月20日に運営委員会を開催し、白河市より意見を求められた白河農業振興地域の変更6件について審議を行いました。

審議の結果、運営委員会としては、計画変更の内容について妥当であると判断し、同意することとしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会 長 運営委員を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について、運営委員会の意見に準じ、意見書を市へ提出いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

会 長 なければ、事務局より。

事務局 それでは、事務局より申し上げます。次回の総会は2月28日金曜日午後2時より、場所が変わりまして、サンフレッシュ白河で開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして、令和7年第1回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後2時40分)
